議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の梶 川政夫委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、5月21日に松本健一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字坂石町分字高畑地内にある畑2筆、面積693㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では ジャガイモ、ネギ、サトイモ、ニンジンなどの露地野菜を作付けするとの ことです。

また、通作については徒歩5分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当で あると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、梶川政夫委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。

譲受人は現在、市内の戸建住宅に妻と2人で居住しています。

農作業については、夫婦共に40年以上の農作業経験があります。

譲受人からは今回、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、ニンジンなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、徒歩5分程度ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和4年5月6日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、刈払機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました松本健一推進委員から、何か意見 等預かっていますか。

9番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

## 【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

## 【全員举手】

## 議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画(案)について審議いたしま す。事務局の説明をお願いいたします。

#### 事務局長

議案第2号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

#### 事務局

それでは、議案第2号農用地利用集積計画(案)について補足説明いた します。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定となります。

経営作物は、水稲です。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。

販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は主に水稲、大豆、麦などを作付けしております。

整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。

販路としては、スーパーへの出荷などです。

整理番号5番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、有機農法での少量多品目の露地野菜になります。

販路としては、個人宅への配送などです。

整理番号6番の方は、新規での利用権の設定になります。

原材料の生産から加工販売までの6次産業化をめざす法人です。

経営作物は、もちきびなどです。

収穫した作物は、自身で経営する店舗の商品の材料となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う と認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。

## 議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3番

6番の方は、農業の技術的な面でアドバイザーなどがいるのか、あるい はご自身で農業経験などがあるのか教えてください。

事務局

事前に吉田勝紀会長、柏﨑光一会長職務代理、大河原佐智子委員、的板 徳市推進委員と農務担当職員とで実施したヒアリングにおいて、代表取締 役自身が農業大学の出身であり、ご自身の実家も家畜を取り扱う農家であ ると聞き取りをしております。

議長

必要な農業器具および農業機械など、自身で購入し備えていることを現 地にて確認しております

3番

申請地周辺において、鳥獣被害はありますか。

6番

この周辺は、主に鳥害です。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

# 【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

#### 【全員举手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出及び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出の取消及び、報告第4号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

## 【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。

## 【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局	閉会を柏﨑光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和4年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。